



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- \*48 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (循環型社会推進課) ..... 1
- \*49 和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (環境管理課) ..... 2

○ 告示

- 526 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (森林整備課) ..... 8
- 527 " ( " ) ..... 8
- 528 保安林の指定施業要件の変更 ( " ) ..... 8
- 529 " ( " ) ..... 9
- 530 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 ( " ) ..... 9
- 531 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 9
- 532 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) ..... 10
- 533 道路の位置の指定 (都市政策課) ..... 10
- 534 " ( " ) ..... 11
- 535 公有水面埋立ての免許の出願 (港湾空港振興課) ..... 11
- 536 " ( " ) ..... 12

○ 人事委員会告示

- 6 令和元年度和歌山県職員採用I種試験(技術職追加募集)の実施 ..... 14

○ 公安委員会告示

- 20 駐車監視員資格者講習の実施 ..... 16
- 21 少年指導委員の委嘱 ..... 17

○ 公告

- 二級河川古座川水系河川整備計画の策定 (河川課) ..... 17

○ 監査公表

- 監査公表第7号 ..... 18

## 規 則

### 和歌山県規則第48号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成7年和歌山県規則第44号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第3号様式の2及び別記第3号様式の3中「日本工業規格 A列4番」を「日本産業規格 A列4番」に改める。

別記第4号様式から別記第9号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第9号様式の2から別記第9号様式の5までの規定中「日本工業規格 A列4番」を「日本産業規格 A

列4番」に改める。

別記第10号様式から別記第13号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第14号様式（表）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式（裏）中

「	「	を	に改める。
「	「	を	に改める。
」	」	を	に改める。
」	」	を	に改める。

別記第15号様式から別記第23号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第24号様式中「日本工業規格 A4号」を「日本産業規格 A列4番」に改める。

別記第25号様式から別記第27号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第49号

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県公害防止条例施行規則（昭和47年和歌山県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(石綿含有吹付け材) 第5条の2 条例第1条の2 第10項に規定する規則で定める石綿を含有する吹付け材は、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する吹付け材とする。</p> <p>(特定建築材料) 第5条の3 条例第1条の2 第11項に規定する規則で定める建築材料は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) 略</p> <p>(特定建設作業) 第6条 条例第1条の2 第12項に規定する規則で定める作業は、別表第4及び別表第4の2に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。</p> <p>(特定施設の設置等の届出) 第13条 条例第24条第1項から第3項まで及び第25条各項の規定による届出は、別記第5号様式による届出書によりしなければならない。 2 略 3 条例第24条第1項第7号に規定する規則で定める事項は、事業の概要とする。 4 条例第24条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 工場又は事業場の事業内容 (2) 常時使用する従業員数 (3) 特定施設の型式及び公称能力 5 条例第24条第3項第6号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 工場又は事業場の事業内容 (2) 常時使用する従業員数</p>	<p>(石綿含有吹付け材) 第5条の2 条例第1条の2 第9項に規定する規則で定める石綿を含有する吹付け材は、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する吹付け材とする。</p> <p>(特定建築材料) 第5条の3 条例第1条の2 第10項に規定する規則で定める建築材料は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) 略</p> <p>(特定建設作業) 第6条 条例第1条の2 第11項に規定する規則で定める作業は、別表第4及び別表第4の2に掲げる作業とする。</p> <p>(特定施設の設置等の届出) 第13条 条例第24条及び第25条の規定による届出は、別記第5号様式による届出書によりしなければならない。 2 略 3 条例第24条第7号に規定する規則で定める事項は、事業の概要とする。</p>

(3) 特定施設の型式

(特定施設の構造等の変更の届出)

第14条 条例第26条各項の規定による届出は、別記第6号様式による届出書によりしなければならない。

2 条例第26条第2項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第24条第2項第3号に掲げる事項の変更にあつては、条例第24条第2項、第25条第2項又は第26条第2項の規定による届出に係る特定施設の種類の数減少するもの及びその数を当該特定施設の種類の直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加するもの

(2) 条例第24条第2項第4号に掲げる事項の変更にあつては、その変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わないもの

3 条例第26条第3項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第24条第3項第3号に掲げる事項の変更にあつては、条例第24条第3項、第25条第3項又は第26条第3項の規定による届出に係る特定施設の種類の数及び能力ごとの数を増加しないもの

(2) 条例第24条第3項第4号に掲げる事項の変更にあつては、その変更が当該特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わないもの

(3) 条例第24条第3項第5号に掲げる事項の変更にあつては、当該特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わないもの

(経過措置の特例)

第17条 条例第31条第3項に規定する規則で定めるものは、別表第3(その4)に掲げる施設とする。

2 条例第31条第3項に規定する規則で定める期間は、1年間とする。

(深夜の飲食店営業等に対する規制基準)

第25条 略

2・3 略

4 条例第39条第2項に規定する規則で定める音響機器は、次に掲げる音響機器とする。

(1) 略

(2) 音響再生装置(録音テープ、録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を再生する装置をいう。)

(3)・(4) 略

別表第3(第5条関係)特定施設

(その1)～(その4) 略

(その5)騒音に係る特定施設

1 金属加工機械

(1)～(3) 略

(4) 液圧プレス(矯正プレスを除く。)

(5)～(12) 略

2～23 略

備考

次に掲げるものを除く。

(1) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3

(特定施設の構造等の変更の届出)

第14条 条例第26条の規定による届出は、別記第6号様式による届出書によりしなければならない。

(経過措置の特例)

第17条 条例第31条第3項に規定する規則で定めるものは、別表第3(その4)に掲げる施設にあつては1年間、別表第3(その5)及び(その6)に掲げる施設にあつては3年間とする。

(深夜の飲食店営業等に対する規制基準)

第25条 略

2・3 略

4 条例第39条第2項に規定する規則で定める音響機器は、次に掲げる音響機器とする。

(1) 略

(2) 電気蓄音機(ジュークボックスを含む。)

(3) 録音テープ再生装置

(4)・(5) 略

別表第3(第5条関係)特定施設

(その1)～(その4) 略

(その5)騒音に係る特定施設

1 金属加工機械

(1)～(3) 略

(4) 液圧プレス(矯正プレス以外のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)

(5)～(12) 略

2～23 略

備考

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定された地域内の工場等に設置される同法第2条第1項に規

条第1項の規定により指定された地域内の工場等に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設に該当するもの

(2) (1)に掲げるもののほか、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置されている同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるもの

(その6) 振動に係る特定施設

- 1 略
- 2 圧縮機(冷凍機以外のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- 3～11 略

備考

次に掲げるものを除く。

(1) 振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定された地域内の工場等に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設に該当するもの

(2) (1)に掲げるもののほか、振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置されている同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるもの

(その7) 略

別表第4(第6条関係)騒音に係る特定建設作業

- 1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
- 2～8 略

備考

略

別表第5(第7条関係)排出基準

(その1) 略

(その2) ばいじんに係る排出基準 (単位 g/Nm<sup>3</sup>)

項	施設の種類	規制規模	排出基準
略			
備考			
1 ばいじん量は、日本産業規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。			
2・3 略			

(その3) 略

(その4) 排水に係る排出基準

(1)～(3) 略

(4) 測定方法

項目	測定方法
略	略
ニッケル、硫化物	日本産業規格K0102による。

(その5) 騒音に係る排出基準  
略

定する特定施設に該当するものは除く。

(その6) 振動に係る特定施設

- 1 略
- 2 圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- 3～11 略

備考

振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定された地域内の工場等に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設に該当するものは除く。

(その7) 略

別表第4(第6条関係)騒音に係る特定建設作業

- 1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- 2～8 略

備考

略

別表第5(第7条関係)排出基準

(その1) 略

(その2) ばいじんに係る排出基準 (単位 g/Nm<sup>3</sup>)

項	施設の種類	規制規模	排出基準
略			
備考			
1 ばいじん量は日本工業規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。			
2・3 略			

(その3) 略

(その4) 排水に係る排出基準

(1)～(3) 略

(4) 測定方法

項目	測定方法
略	略
ニッケル、硫化物	日本工業規格K0102による。

(その5) 騒音に係る排出基準  
略

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時から午前8時まで	午前8時から午後8時まで	午後8時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
略	略	略	略	略
第2種区域(Ⅰ)	略	略	略	略
第2種区域(Ⅱ)	50	60	50	45
略	略	略	略	略
第4種区域	略	略	略	略

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時から午前8時まで	午前8時から午後8時まで	午後8時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
略	略	略	略	略
第2種区域	略	略	略	略
略	略	略	略	略
第4種区域	略	略	略	略
第5種区域	55	65	55	45

備考

- 1 第2種区域(Ⅰ)、第2種区域(Ⅱ)、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。  
(1)～(6) 略
- 2 第1種区域、第2種区域(Ⅰ)、第2種区域(Ⅱ)、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。  
(1) 略  
(2) 第2種区域(Ⅰ) 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのある市町村の地域のうち、当該用途地域以外の区域  
(3) 第2種区域(Ⅱ) 用途地域の定めのない市町村の全域  
(4)・(5) 略
- 3～5 略
- 6 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。  
(1)～(4) 略
- 7 略

(その6) 振動に係る排出基準

備考

- 1 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。  
(1)～(6) 略
  - 2 第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域及び第5種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。  
(1) 略  
(2) 第2種区域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに騒音規制法第3条第1項の規定に基づく指定地域の存する市町村の地域のうち、当該指定地域以外の区域  
(3)・(4) 略  
(5) 第5種区域 前各号に規定する区域以外の区域。ただし、知事が関係市町村長の意見を聴いて告示で定める特定の区域については、他の区域について定められている排出基準を適用することができる
  - 3～5 略
  - 6 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。  
(1)～(4) 略
  - 7 略
  - 8 この基準は、施行規則の施行の日から適用する。ただし、この基準が施行された際に第5種区域内に設置されている工場等については、条例第31条第2項に定める改善命令に関する規定は、当該基準が施行された日から3年間は適用しない。
- (その6) 振動に係る排出基準

略

略

備考

- 1 略
- 2 第1類区域及び第2類区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
  - (1) 第1類区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域

- (2) 略
- 3～7 略
- (その7) 略

別表第8(第19条関係)緊急時に該当する事態

1～5 略

備考

- 1 それぞれ各号に掲げる値については、それぞれ当該各号に掲げる測定器を用いて、大気を連続して1時間吸引して行うものとし、浮遊粒子状物質を除き、大気における含有率の1時間値(単に「1時間値」という。)を表わす。
  - (1) 硫酸化物 溶液導電率法又は紫外線蛍光法による硫酸化物測定器
  - (2) 浮遊粒子状物質 光散乱法、圧電天びん法又はベータ線吸収法による浮遊粒子状物質濃度測定器
  - (3) 略
  - (4) 二酸化窒素 ザルツマン試薬を用いた吸光光度法又はオゾンを用いた化学発光法による二酸化窒素測定器
  - (5) オキシダント 日本産業規格B7957に定める濃度の中性<sup>りん</sup>磷酸<sup>よう</sup>塩緩衝<sup>よう</sup>沃化カリウム溶液を用いた吸光光度法若しくは電量法によるオキシダント測定器であって日本産業規格B7957に定める方法により校正を行ったもの又は紫外線吸収法若しくはエチレンを用いた化学発光法によるオゾン測定器
- 2 浮遊粒子状物質の範囲は、大気中の浮遊粒子状物質であって、その粒径がおおむね10マイクロメートル以下であるものとする。
- 3 略

別表第9(第23条関係)特定建設作業に伴って発生する騒音の基準

1～5 略

備考

- 1・2 略
- 3 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - (1)～(4) 略

別表第10(第25条関係)飲食店営業等の規制に係る区域の区分及び規制基準

略

略

備考

- 1 略
- 2 第1類区域及び第2類区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
  - (1) 第1類区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域。ただし、用途地域の定めのない地域のうち、知事が関係市町村長の意見を聴いて告示で定める特定の地域については、第2類区域について定められている排出基準を適用することができる。

- (2) 略
- 3～7 略
- (その7) 略

別表第8(第19条関係)緊急時に該当する事態

1～5 略

備考

- 1 それぞれ各号に掲げる値については、それぞれ当該各号に掲げる測定器を用いて、大気を連続して1時間吸引して行うものとし、浮遊粒子状物質を除き、大気における含有率の1時間値(単に「1時間値」という。)を表わす。
  - (1) 硫酸化物 溶液導電率法による硫酸化物測定器
  - (2) 浮遊粒子状物質 光散乱法による浮遊粒子状物質濃度測定器
  - (3) 略
  - (4) 二酸化窒素 ザルツマン試薬を用いた吸光光度法による二酸化窒素測定器
  - (5) オキシダント 日本工業規格B7957に定める濃度の中性<sup>りん</sup>磷酸<sup>よう</sup>塩緩衝<sup>よう</sup>沃化カリウム溶液を用いた吸光光度法又は電量法によるオキシダント測定器であって、日本工業規格B7957に定める方法により校正を行ったもの
- 2 浮遊粒子状物質の範囲は、大気中の浮遊粒子状物質であって、その粒径がおおむね10ミクロン以下であるものとする。
- 3 略

別表第9(第23条関係)特定建設作業に伴って発生する騒音の基準

1～5 略

備考

- 1・2 略
- 3 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - (1)～(4) 略

別表第10(第25条関係)飲食店営業等の規制に係る区域の区分及び規制基準

略

略
---

備考  
 1～4 略  
 5 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。  
 (1)～(4) 略  
 6 略

略

略
---

備考  
 1～4 略  
 5 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。  
 (1)～(4) 略  
 6 略

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 別記第5号様式(その1)及び(その2)中「第24条(第25条)」を「第24条第1項(第25条第1項)」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式(その3)中「第24条(第25条)」を「第24条第2項(第25条第2項)第24条第3項(第25条第3項)」に、

工場等の所在地		区域の区分	第 種区域	を
---------	--	-------	-------	---

  

工場等の所在地		区域の区分	第 種区域 第 類区域	に、
---------	--	-------	----------------	----

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 別記第6号様式(その1)及び(その2)中「第26条」を「第26条第1項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式(その3)中「第26条」を「第26条第2項第26条第3項」に、

工場等の名称		区域の区分	第 種区域	を
--------	--	-------	-------	---

  

工場等の名称		区域の区分	第 種区域 第 類区域	に、
--------	--	-------	----------------	----

型式		公称能力		を	に、
変更前	変更後	変更前	変更後		

  

型式	公称能力	に、

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 別記第7号様式から別記第11号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 別記第12号様式中「別表第4」の次に「及び別表第4の2」を加え、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。  
 別記第13号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則  
 (施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第5（その2）及び（その4）の改正規定、別表（その5）の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）、別表第8、別表第9及び別表第10の改正規定、別記第1号様式から別記第4号様式までの改正規定、別記第5号様式及び別記第6号様式の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）並びに別記第7号様式から別記第13号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例（平成31年和歌山県条例第13号）による改正後の和歌山県公害防止条例（昭和46年和歌山県条例第21号）（以下この項において「新条例」という。）第24条第2項に規定する騒音規制地域に新条例第1条の2第7項に規定する特定施設（騒音に係るものに限り、設置の工事がされているものを含む。）を設置する場合における新条例第1条の2第9項に規定する特定工場等から発生する騒音に係る排出基準については、この規則の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、改正後の別表第5（その5）の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 告 示

### 和歌山県告示第526号

令和元年和歌山県告示第413号（以下「告示第413号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

河原清一

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第413号のとおり

### 和歌山県告示第527号

令和元年和歌山県告示第414号（以下「告示第414号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

保田忠夫

上西栄之助

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第414号のとおり

### 和歌山県告示第528号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸



- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第529号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和元年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第530号**

令和元年和歌山県告示第415号（以下「告示第415号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方  
岩出純子
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第415号のとおり

**和歌山県告示第531号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
新宮市熊野川町嶋津字湯ノ口向井315番1地先から同市熊野川町嶋津字湯ノ口向井316番1地先まで	旧	5.40 } 16.70	325.72	
同上	新	7.00 } 35.60	325.72	

**和歌山県告示第532号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

向芝地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱1号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、標柱5号と標柱6号を結ぶ線は水路との境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	東牟婁郡	那智勝浦町	湯川	向芝	961番1	
2号	〃	〃	〃	〃	975番	
3号	〃	〃	〃	〃	〃	
4号	〃	〃	〃	〃	976番	
5号	〃	〃	〃	〃	〃	
6号	〃	〃	〃	〃	971番	
7号	〃	〃	〃	〃	967番	

**和歌山県告示第533号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3485	有田郡有田川町大字土生字 滝ノ浦148番1の一部、149 番の一部	和歌山市南材木丁二丁目10 株式会社フジシマ不動産 代表取締役 藤林正樹	令和 元.9.20	6.00	45.00

## 和歌山県告示第534号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
令和元年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3483	橋本市隅田町下兵庫字平田 716番1の一部、716番2の一 部、716番4、723番1の一部、7 23番3、723番4	奈良県五條市田園二丁目2 番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上數世	令和 元.9.25	6.30 } 6.80 6.00	33.12  61.54

## 和歌山県告示第535号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、和歌山下津港湾事務所及び和歌山市役所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山下津港港湾管理者和歌山県代表者と和歌山県知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月4日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

## 2 埋立区域

## (1) 位置

和歌山県和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点を結ぶ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「和歌山下津港」四等三角点、和歌山県和歌山市西浜字中川向ヒノ坪1660番地489)

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

1の地点 基点から146度15分13秒 1,396.88mの地点

2の地点 1の地点から90度41分56秒 0.71mの地点

- 3の地点 2の地点から180度41分43秒 216.02mの地点  
4の地点 3の地点から90度42分04秒 0.03mの地点  
5の地点 4の地点から180度41分55秒 120.34mの地点  
6の地点 5の地点から270度42分26秒 0.74mの地点

## (3) 面積

241.90㎡

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

和歌山県和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番1及び1660番462並びに1660番1地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち、イの地点からニの地点までを順次に直線で結んだ線及びニの地点とイの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「和歌山下津港」四等三角点、和歌山県和歌山市西浜字中川向ヒノ坪1660番地489)

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

イの地点 基点から150度03分11秒 1,368.35mの地点

ロの地点 イの地点から90度41分55秒 68.46mの地点

ハの地点 ロの地点から180度10分56秒 372.49mの地点

ニの地点 ハの地点から270度00分13秒 71.60mの地点

## (3) 面積

26,106.32㎡

## 4 埋立地の用途

ふ頭用地

## 5 公有水面埋立免許願書の出願年月日

令和元年8月16日

## 和歌山県告示第536号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、和歌山下津港湾事務所及び和歌山市役所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山下津港湾港湾管理者和歌山県代表者と和歌山県知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月4日

和歌山下津港湾港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 埋立免許出願人

(1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 名称 和歌山県

(3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号

(4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

## 2 埋立区域

## (1) 位置

和歌山県和歌山市湊字青岸坪1337番及び1337番1の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から15の地点までを順次に直線で結んだ線及び15の地点と1の地点を結ぶ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「和歌山下津港」四等三角点、和歌山県和歌山市西浜字中川向ヒノ坪1660番地489)

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

- 1の地点 基点から19度31分48秒 1,620.33mの地点  
2の地点 1の地点から344度23分44秒 3.58mの地点  
3の地点 2の地点から73度33分29秒 4.02mの地点  
4の地点 3の地点から160度59分15秒 0.64mの地点  
5の地点 4の地点から80度38分05秒 11.87mの地点  
6の地点 5の地点から72度36分28秒 93.61mの地点  
7の地点 6の地点から72度00分53秒 21.58mの地点  
8の地点 7の地点から72度32分40秒 68.91mの地点  
9の地点 8の地点から162度30分22秒 1.21mの地点  
10の地点 9の地点から252度30分03秒 0.50mの地点  
11の地点 10の地点から342度30分28秒 0.50mの地点  
12の地点 11の地点から252度30分03秒 68.40mの地点  
13の地点 12の地点から252度01分19秒 21.58mの地点  
14の地点 13の地点から252度36分53秒 108.97mの地点  
15の地点 14の地点から162度29分00秒 0.50mの地点

(3) 面積

160.92㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県和歌山市湊字青岸坪1337番及び1337番1の地内並びに1337番及び1337番1地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、イの地点からへの地点までを順次に直線で結んだ線及びへの地点とイの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「和歌山下津港」四等三角点、和歌山県和歌山市西浜字中川向ヒノ坪1660番地489)

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

- イの地点 基点から19度48分11秒 1,601.93mの地点  
ロの地点 イの地点から342度36分03秒 68.88mの地点  
ハの地点 ロの地点から72度12分10秒 223.82mの地点  
ニの地点 ハの地点から162度32分56秒 19.21mの地点  
ホの地点 ニの地点から167度45分28秒 30.89mの地点  
への地点 ホの地点から179度12分07秒 20.89mの地点

(3) 面積

15,374.99㎡

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 公有水面埋立免許願書の出願年月日

令和元年8月16日

## 人事委員会告示

## 和歌山県人事委員会告示第6号

令和元年度和歌山県職員採用I種試験（技術職追加募集）を次の要綱により実施する。

令和元年10月4日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

## 令和元年度和歌山県職員採用I種試験（技術職追加募集）要綱

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
総合土木職	3人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務

## 2 受験資格

(1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

ア 昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人

イ 平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和2年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

## 3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	（教養試験、専門試験、適性検査） 令和元年12月1日（日）	和歌山市	令和元年12月20日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	（個別面接①、個別面接②、論文試験） 令和2年1月8日（水）	和歌山市	令和2年1月17日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

なお、試験日及び合格発表日については変更する場合がある。

## 4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（択一式）40題を全問必須解答とする。	2時間
	専門試験	600点	専門的知識及び能力についての筆記試験（択一式）40題を全問必須解答とする。	2時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）	1時間30分
	面接試験	1,800点	人物、能力、性格等についての個別面接（2回）	

- (1) 試験の内容は、大学卒業程度とする。
- (2) 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。
- (3) 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出題分野
総合土木職	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利、土地改良、農業土木構造物等

## 5 受験手続及び受付期間

### (1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和元年度和歌山県職員採用Ⅰ種試験（総合土木職）、資格免許職職員採用試験（精神保健福祉相談員、船舶職員）」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申し込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

### (2) 受付期間

令和元年10月4日（金）午前10時から同年11月11日（月）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

### (3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。

写真票には氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

## 6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和2年4月1日に採用される。

- (2) 採用時の給料月額は、187,200円（平成31年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

## 7 車椅子等による受験

車椅子、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する場合は、和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

## 8 試験結果の情報提供

この試験の結果については、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5（3）の受験票等の交付手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の午後3時から1週間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第20号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

令和元年10月4日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

1 駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所及び受講定員

(1) 実施日時

講 習 1 日 目	令和元年12月12日（木）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時10分から午前9時30分まで）
講 習 2 日 目	令和元年12月13日（金）午前9時30分から午後6時まで （受付時間 午前9時10分から午前9時30分まで）
修 了 考 査	令和元年12月20日（金）午前9時30分から午前10時30分まで （受付時間 午前9時10分から午前9時20分まで）

(2) 実施場所

和歌山市西1番地  
交通センター3階 第2教室

(3) 受講定員

10人

2 受講手続に関する事項

(1) 申込みの方法

駐車監視員資格者講習を受講しようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を（3）に掲げる提出先を経由して和歌山県公安委員会に提出するものとする。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（写真（受講の申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。以下同じ。）を貼付したものに限る。）

イ 駐車監視員資格者講習受講票（写真を貼付したものに限る。以下「受講票」という。）

ウ 運転免許証等申込者が本人であることを証するものの写し

(2) 手続の流れ

ア 申込者は、申込書等を提出した後、駐車監視員資格者講習の実施日時、実施場所等を記載した駐車監視員資格者講習指定書（以下「講習指定書」という。）及び駐車監視員資格者講習手数料納付書（以下「納付書」という。）を受け取ること。

イ 駐車監視員資格者講習の1日目の講習実施場所の受付において、講習手数料の額に相当する和歌山



県証紙を貼付した納付書により講習手数料を納付し、講習指定書を提出した上で受講票を受け取る  
こと。

## (3) 申込書等の提出先

ア 申込者が和歌山県内に住所地を有する者の場合

申込者の住所地を管轄する警察署交通課

イ 申込者が和歌山県外に住所地を有する者の場合

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

## (4) 申込書等の提出時期

令和元年10月25日（金）から同年12月6日（金）までの間（和歌山県の休日を守る条例（平成元年  
和歌山県条例第39条）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

## (5) 講習手数料

ア 講習手数料の額は、20,000円とする。

イ 現金での納付は、受け付けない。

## 3 留意事項

(1) 郵送による申込みは、受け付けない。

(2) 受講定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(3) 駐車監視員資格者講習を2日間受講し、修了審査を受け、合格した者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を郵送する。

## 4 問合せ先等

## (1) 問合せ先

和歌山市西1番地 交通センター内

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター

電話番号 073-473-0356

## (2) 駐車監視員資格者講習受講申込書、受講票及び納付書の備付場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター及び和歌山県内の各警察署交通課

## 和歌山県公安委員会告示第21号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定による  
少年指導委員について次のとおり告示する。

令和元年10月4日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

## 1 辞職した少年指導委員

氏名	連絡先	活動区域
坂口親宏	橋本市市協四丁目2番2号 橋本警察署 生活安全刑事課	橋本警察署管内

## 2 委嘱した少年指導委員

氏名	連絡先	活動区域
大林数佳	橋本市市協四丁目2番2号 橋本警察署 生活安全刑事課	橋本警察署管内

## 公 告

## 二級河川古座川水系河川整備計画の策定の公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、二級河川古座川水系河川整備計画を

定めたので、同条第6項の規定により、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局串本建設部総務用地課においてこれを公表する。

令和元年10月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

監査公表

和歌山県監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和元年8月19日から22日までに実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年10月4日

和歌山県監査委員 保田 栄 一  
 和歌山県監査委員 河野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 堀 龍 雄  
 和歌山県監査委員 中西 峰 雄

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
知事直轄	令和元年8月22日
総務部	令和元年8月19日
企画部	令和元年8月21日
環境生活部	令和元年8月20日
福祉保健部	令和元年8月21日
商工観光労働部	〃
農林水産部	令和元年8月20日
県土整備部	令和元年8月19日
会計局	令和元年8月21日
県議会事務局	〃
人事委員会	令和元年8月20日
労働委員会	令和元年8月22日
選挙管理委員会	令和元年8月19日
監査委員	令和元年8月22日
教育委員会	令和元年8月19日
公安委員会	令和元年8月20日

2 監査の結果

(1) 注意事項

総務部

ア 人事課

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 郵便切手類使用簿について、4月1日及び四半期ごとの現物確認を行っていなかったため、適正に処理されたい。

イ 税務課

(ア) 県税収入の確保について

県税の収入率は、98.5%と前年度末に比し0.2ポイント上昇し、平成30年度末の収入未済額も約13億8,441万円と約1億4,194万円圧縮するなど、県税収入確保対策本部の取組の成果が出ている。

一方、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約59.6%を占めており、市町村への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するとともに、今後も市町村や地方税回収機構との連携を深め、市町村の徴収課題に応じた滞納整理

事務事業の推進により、収入の確保に努められたい。

また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

ウ 市町村課

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

エ 危機管理・消防課

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認印を押印していない事例があったので、適正に処理されたい。

企画部

ア 国際課

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

イ 情報政策課

(ア) 旅費計算書において、宿泊料調整の誤りにより過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 人権政策課

(ア) 公益財団法人和歌山県人権啓発センターに無償貸与している物品において、正規の手続を経ずに廃棄されている事例があったので、適正に処理されたい。

環境生活部

ア 環境生活総務課

(ア) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) ETCカード使用承認・使用管理簿において、返却の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 循環型社会推進課

(ア) 産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については、平成30年度末で約11億1,272万円であり、前年度末に比し約18万円減少している。

今後も、分納が滞らないよう納付指導を行い、適切な債権管理に努められたい。

ウ 環境管理課

(ア) 自動車騒音常時監視（面的評価）業務委託契約により委託先に無償貸与した県有備品について、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づく物品の貸付手続を行っていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

エ 青少年・男女共同参画課

(ア) 補助金の額の確定において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 公の施設の指定管理者に無償貸与している県有備品において、和歌山県物品管理等事務規程に基づく物品の貸付手続を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

福祉保健部

ア 福祉保健総務課

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成30年度末で約6,384万円であり、前年度に比し、約1,328万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 償還金、利子及び割引料の支出負担行為において、決裁権者を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 平成31年4月分の前渡資金受払計算書が作成されていなかったため、適正に処理されたい。

#### イ 子ども未来課

(ア) 教育支援体制整備事業費交付金（平成30年度分）に関する国への実績報告について、決裁権者を誤っていたため、適正に処理されたい。

(イ) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成30年度末で約2,662万円であり、前年度末に比し、約389万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(ウ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金については、平成30年度末で約2,827万円であり、前年度末に比し約137万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(エ) 児童扶養手当返還金の未収金については、平成30年度末で約1,380万円であり、前年度末に比し、約11万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために、町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(オ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったため、適正に処理されたい。

#### ウ 長寿社会課

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったため、適正に処理されたい。

#### エ 障害福祉課

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成30年度末で約498万円であり、前年度末に比し約5万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成30年度末で約22万円であり、前年度末に比し約2万円減少している。

また、同負担金に係る延滞金の未収金については、平成30年度末で4,000円であり、前年度末に比し18,000円減少している。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成30年度末で約132万円であり、前年度末に比し2万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

- (エ) 障害者自立支援特別対策事業補助金等返還金の未収金については、平成30年度末で約60万円であり、前年度末に比し1万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、早期の債権回収に努められたい。

- (オ) 心身障害者扶養共済掛金の未収金については、平成30年度末で約11万円であり、前年度末に比し4,500円減少している。

今後も新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、引き続き債権管理に努められたい。

- (カ) ETCカード使用承認・使用管理簿において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

#### オ 医務課

- (ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

#### カ 国民健康保険課

- (ア) 繰出金の支出負担行為において、決裁権者を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

#### キ 薬務課

- (ア) 抗インフルエンザウイルス薬の保管管理に関する委託業務について、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。

- (イ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

#### 商工観光労働部

##### ア 商工観光労働総務課

- (ア) 中小企業振興資金貸付金の償還金の未収金（元金）については、平成30年度末で約80億3,625万円であり、前年度末に比し約2億2,673万円減少している。

今後も、債権管理を適切に行い、強制執行など考え得る最大限の債権回収措置を講じられたい。

##### イ 労働政策課

- (ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

##### ウ 企業振興課

- (ア) 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金及び和歌山県地域産業技術改善費補助金の返還金について、平成30年度末の未償還額は約1,162万円であり、前年度末と同額である。

今後も、未納者の現状を十分把握し、引き続き適切な債権管理に努力されたい。

##### エ 観光振興課

- (ア) 郵便切手類使用簿について、4月1日及び四半期ごとの現物確認を行っていなかったため、適正に処理されたい。

#### 農林水産部

##### ア 農林水産総務課

- (ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

##### イ 農業試験場

- (ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

## ウ 農業試験場暖地園芸センター

(ア) 生産品受入調書及び生産品処分調書において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

(1) 生産品受入調書及び生産品処分調書の執行に係る決裁がなされていなかった。

(2) 生産品処分調書の出納員の物品出納に係る決裁がなされていなかった。

(イ) 支出負担行為の決裁において、出納機関に合議されていない事例があったので、適正に処理されたい。

## エ 果樹試験場

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

## オ 畜産試験場養鶏研究所

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

## カ 林業試験場

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を終えていなかったので、適正に処理されたい。

## キ 食品流通課

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

## ク 農業農村整備課

(ア) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、旅費が過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 収入調定において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

## ケ 経営支援課

(ア) 農業改良資金貸付金償還金の未収金については、平成30年度末で元金の未収金は発生していないが、違約金の未収額が約113万円となっており、前年度末に比し66万円減少している。

今後、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

## コ 林業振興課

(ア) 林業・木材産業改善資金貸付金の未収金については、関係機関と連携を図りながら回収に努められているが、平成30年度末の未収金は約1,411万円であり、前年度末に比し約95万円減少している。

今後、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

(イ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

## サ 水産振興課

(ア) 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成30年度末で過年度分が約478万円減少したが、それに伴い違約金約511万円を確定したため、合計金額では前年度末に比し約33万円増加し、約1,084万円となっている。

今後、新規滞納者の発生防止とともに、未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

(イ) 栽培漁業センターの管理運営委託業者に無償貸与している県有備品について、和歌山県物品管理等事務規程に基づく物品の貸付手続を行っていないので、適正に処理されたい。

## 県土整備部

## ア 県土整備総務課

(ア) 道路改良工事現場への不法投棄に伴う撤去費用の未収金については、平成30年度末で約16万円であり、前年度末に比し、6万円減少している。

今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。

(イ) 交通事故に伴う損害賠償請求の未収金については、平成30年度末で約16万円であり、前年度末に比し約9万円減少している。

今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。

## イ 河川課

(ア) 契約解除による違約金の未収金については、平成30年度末で約31万円であり、前年度末と同額である。

今後も、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 河川敷地の不法占用については、平成30年度末で6件あり、引き続き不法占用者に対しては厳正に対処されたい。

また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。

(ウ) 廃川敷地の処理について、不法占用となっている土地については厳正に対処するとともに、不法占用を防止するため資産保全手続及び定期的なパトロールを実施されたい。

また、各案件に適した早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正な管理に努められたい。

## ウ 砂防課

(ア) 契約解除による違約金の未収金については、平成30年度末で約29万円であり、前年度末と同額である。

今後も、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 地すべり基礎調査業務において、設計変更の対象となる調査箇所の追加の指示を、決裁を受けずに行っている事例があったので、適正に処理されたい。

## エ 都市政策課

(ア) 土地区画整理事業の貸付金の返還金の未収金については、平成30年度末で約8,852万円であり、前年度末と同額である。

今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。

(イ) 景観支障建築物等の除去措置に係る行政代執行費用の未収金については、平成30年度末で約193万円であり、前年度末と同額である。

今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 公の施設の指定管理者に無償貸与している県有備品について、和歌山県物品管理等事務規程に基づく物品の貸付手続を行っていなかったため、適正に処理されたい。

(エ) 公の施設の指定管理者に無償貸与している重要物品において、正規の手続を経ずに廃棄されている事例があったので、適正に処理されたい。

## オ 建築住宅課

(ア) 公営住宅の家賃等の未収金について、平成30年度末の収入未済額は約1億1,128万円であり、前年度末に比し約66万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、各振興局、県住宅供給公社及び委託管理人と連携し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 県営住宅明渡等請求事件により発生した損害賠償金について、平成30年度末で約143万円が収入未済となっており、前年度末と同額である。

今後も、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしている事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

#### カ 公共建築課

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

#### キ 港湾空港振興課

(ア) 港湾施設使用料等の未収金について、平成30年度末で約1,919万円であり、前年度末に比し約140万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 公の施設の指定管理者に無償貸与している県有備品において、和歌山県物品管理等事務規程に基づく物品の貸付手続を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

#### ク 南紀白浜空港管理事務所

(ア) 土木使用料（空港用地）において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

#### 会計局

##### ア 会計課

(ア) 証紙売りさばき代金損害賠償金について、平成30年度末の収入未済額は約239万円であり、前年度末に比し約13万円減少している。

今後も、収入未済金の徴収に努力されたい。

#### 教育委員会

##### ア 総務課

(ア) 駐車場整備工事について、設計変更の対象となる施工数量の変更の指示を、決裁を受けずに行っていたので、適正に処理されたい。

(イ) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されていたが、必要事項が記入された変更書面が添付されていない事例があったので、適正に処理されたい。

##### イ 給与福利課

(ア) 平成18年5月に支給された退職手当について、平成19年4月に刑が確定したため、元職員に返納を求めているが、平成30年度末で約1,259万円が収入未済となっており、前年度末に比し39,000円減少している。

引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。

(イ) 諸収入（雑入）において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

##### ウ 生涯学習課

(ア) 進学奨学金等返還金の未収金については、平成30年度末で約7億2,498万円であり、前年度末に比し約9,909万円減少している。

償還対策方針を決定し、償還指導等に努められているところであるが、今後も、未納者の現状を把握し、効率的に収納率を高める方策の検討を行い、引き続き適切な債権管理に努められたい。

(イ) 修学奨励金返還金の未収金については、平成30年度末で約9,046万円であり、前年度末に比し約472万円増加している。

今後も、未収金の発生防止のため償還指導の徹底を図り、引き続き適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 進学助成金の貸与において、入学予定者から和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年



和歌山県教育委員会規則第19号)で定める書類の提出を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ スポーツ課

(ア) 公の施設の指定管理者に無償貸与している県有備品について、和歌山県物品管理等事務規程に基づく物品の貸付手続を行っていなかったため、適正に処理されたい。

オ 文化遺産課

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったため、適正に処理されたい。

カ 県立学校教育課

(ア) 旅行命令簿において、命令権者が復命を確認していない事例があったため、適正に処理されたい。

キ 義務教育課

(ア) プログラミング教育指導用資料等作成業務について、契約保証金受入前に契約を締結していたため、適正に処理されたい。

ク 学校人事課

(ア) 旅行命令簿において、決裁欄に当日不在の職員の個人印が押印されている事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったため、適正に処理されたい。

ケ 健康体育課

(ア) 補助金の額の確定において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) 災害共済給付に係る交付金の支出負担行為において、決裁権者を誤っている事例があったため、適正に処理されたい。

公安委員会

(ア) 放置違反金の平成30年度末における未収金は約359万円であり、前年度末に比し約145万円減少している。

今後、未納者の現状を把握等するなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 損害賠償金の支払を伴う公用車による事故が複数発生していたため、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(2) 検討事項

企画部

ア 企画総務課

(ア) コスモパーク加太の未利用地(880,425㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

(イ) 旧南紀白浜空港跡地(365,407㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

福祉保健部

ア 障害福祉課

(ア) 旧六星寮の跡地について、総務部及び県土整備部と連携の上、早期に処分を進められたい。

県土整備部

ア 道路保全課

(ア) 廃道敷地については、平成30年度末で8件が未処理となっている。

今後、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。

イ 道路建設課

(ア) 道路整備事業の残地について、一部で処理が行われているが、引き続き案件ごとの処理方針を検討されたい。

また、事業休止中のため未利用となっている土地について、今後も適切な管理に努められたい。

(3) 上記以外の機関について、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。